# 令和4年第12回会津若松市 農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和4年12月20日 午後1時30分から
- 2 場 所 会津若松市役所河東支所 2 階大会議室
- 3 委 員 農業委員 19名

農地利用最適化推進委員 18名

4 出席した農業委員 15名

1番委員	庄司 遼	2番委員	多田 善信	3番委員	長尾 好章
		5番委員	折笠 康裕	6番委員	星富士雄
7番委員	大竹 健司			9番委員	小檜山 祐一
10 番委員	丸山 世子	11 番委員	吉田 和明		
13 番委員	吉田 武幸	14 番委員	弓田 秀一	15 番委員	佐々木 隆夫
16 番委員	渡部 裕末	17番委員	奈良橋 渉		
19 番委員	永井 茂				

出席した農地利用最適化推進委員 17名

1番委員	二瓶 正貴	2番委員	島影 盛継		
4番委員	室野井 建一	5番委員	佐藤 直意	6番委員	菅井 洋一
7番委員	鈴木 衛	8番委員	佐藤 恒男	9番委員	渡部 政治
10 番委員	武田 久美子	11番委員	二瓶 幸太郎	12番委員	鈴木 純一
13 番委員	皆川 庄司	14番委員	星 俊典	15番委員	髙橋 一美
16 番委員	岩橋 近芳	17番委員	棚木 信治	18番委員	手代木 久司

## 5 欠席した農業委員 4名

4番委員	渡部	一夫	8番委員	佐野和枝	12番委員	渡邉 直也	
18番委員	渡部	政美					
かました 単独利田具 富ル 批准 禾具 1 タ							

欠席した農地利用最適化推進委員 1名

3番委員	本田 武史				
------	-------	--	--	--	--

# 6 出席した事務局職員

事務局長	小島 善樹	事務局次長	余田 郷太	主幹	鈴木 公彦
主任主査	五十嵐功一	主任主事	渡部 恭平		

## 農政課

Γ							

会 長

只今より、令和4年第12回会津若松市農業委員会総会を開催いたします。 これより日程に基づき議事を進めますが、留意事項について先に申し述べます。

総会資料は個人情報であり、農業委員及び農地利用最適化推進委員には守秘義務が課されていることから、その取り扱いについては十分注意願います。

また、会議中においては、携帯電話のスイッチは切っておくか、マナーモードに 設定願います。会議中の私語については、各自慎むようご協力をお願いいたしま す。また、会議中の飲食は、ご遠慮くださるようお願いいたします。

なお、議案に対する質問等については、挙手の上、許可を得た後に、起立いただ き、発言をお願いいたします。

また、本日は議事に関係する委員がおられますので、該当する議案については、 退席されますようご理解とご協力をお願いします。

本日の出席の農業委員は15名でありまして、定足数に達しております。

また、会津若松市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は17名であります。

それでは只今より会議を開きます。

まず、議事録署名委員の指名についてであります。署名委員については、例により私からご指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。農業委員1番・庄司 遼 委員、農業委員7番・大竹 健司 委員、以上 二名の方をご指名申し上げます。ご了承願います。

会 長

始めに、議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題と いたします。

提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。

会 長

南四合・町北地区担当委員より1番について説明願います。

(推進委員8番) 佐藤恒男 委員す。

,議案第41号の1番について、推進委員8番 佐藤恒男より、ご報告いたしま

詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。

これら案件につきましては、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。

調査月日は、12月15日午後3時より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。

会 長

旧市・一箕・東山地区担当委員より2番について説明願います。

(農業委員 10 番) 丸山世子 委員 議案第41号の2番について、農業委員10番 丸山世子より、ご報告いたします。

詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。

これら案件につきましては、親族間での農地の所有権の移転を許可しようとする ものです

調査月日は、12月15日午後0時より、地区担当委員4名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。

会 長

神指地区担当委員より3番について説明願います。

(推進委員5番) 佐藤直意 委員す

議案第41号の3番について、推進委員5番 佐藤直意より、ご報告いたしま

詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 これら案件につきましては、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとす るものです。 調査月日は、12月18日午前10時30分より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いた します。

#### 会 長

湊地区担当委員より4番について説明願います。

(農業委員9番) 小檜山祐一 委員 す

議案第41号の4番について、農業委員9番 小檜山祐一より、ご報告いたしま

。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 これら案件につきましては、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとす るものです

調査月日は、12月13日午前9時より、地区担当委員4名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごと に調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたしま

会 長

川南地区担当委員より5番~6番について説明願います。

(農業委員2番) 多田善信 委員します。

議案第41号の5番から6番について、農業委員2番 多田善信より、ご報告いた

詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。

これら案件につきましては、交換による農地の所有権の移転を許可しようとする ものです。

調査月日は、12月15日午後2時より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたしま

会 長

舘ノ内地区担当委員より7番について説明願います。

(推進委員14番) 星 俊典 委員 議案第41号の7番について、推進委員14番 星俊典より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 これら案件につきましては、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとす

るものです

調査月白は、 12月15日午後2時より、地区担当委員2名が申請書記載内容につ いて農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたしま

会 長 地区担当委員からの調査報告が終わりました。 本件についてご質問ございませんか。

(なし の声あり)

会 長 それではお諮りします。議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

会 長

満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第41号 は原案のとおり決せられました。

会 長 次に、議案第42号 農用地利用集積計画の作成について を議題といたしま

(※農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席) 農業委員 折笠 康裕 委員 退席(※関係する議案により退席) 農地利用最適化推進委員 島影 盛継 委員 退席

会 長

利用権設定についてお願いします。 各地区担当委員の調査報告を求めます。

長 会

南四合・町北地区担当委員より1番について説明願います。

(推進委員8番) 推進委員8番 佐藤恒男より、議案第42号 利用権設定の1番について、ご報 佐藤恒男 委員告いたします。

詳細については議案書記載のとおりであります。 1番の案件につきましては、農家間における利用権設定です。 申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照ら して、調査チェック表に基づき、12月15日午後2時より、地区担当委員3名が調 査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。

会 長

高野地区担当委員より2番~4番について説明願います。

(農業委員 14番)

農業委員14番 弓田秀一より、議案第42号 利用権設定の2番から4番につい

展案安員14年) 弓田秀一 委員 て、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 これらの案件につきましては、認定農業者に対する利用権設定です。 申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照ら して、調査チェック表に基づき、12月18日午後5時より、地区担当委員2名が調 査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。

会 長

神指地区担当委員より5番について説明願います。。

(推進委員5番) 佐藤直意 委員告いたします。

推進委員5番 佐藤直意より、議案第42号 利用権設定の5番について、ご報

なお、この案件については高野地区も含まれていますが、面積の多い神指地区委 員から報告いたします。

詳細については議案書記載のとおりであります。

この案件につきましては、認定農業者に対する利用権設定です。 申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、12月18日午前9時より、地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。

会 長

門田地区担当委員より6番~10番について説明願います。

(推進委員9番)

推進委員9番 渡部政治より、議案第42号 利用権設定の6番から10番につい

推進委員9番) 渡部政治 委員 で、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 6番の案件については、親子間における利用権設定で、7番から10番の案件については、認定農業者に対する利用権設定です。 申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、12月11日午後1時より、地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。

会 長

荒井地区担当委員より11番について説明願います。

(農業委員 17 番)

農業委員17番 奈良橋渉より、議案第42号 利用権設定の11番について、ご 奈良橋 渉 委員 報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。

この案件につきましては、農業者年金受給継続のための利用権設定です。

申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、12月15日午後2時より、地区担当委員3名が調 査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。

会 長

川南地区担当委員より12番について説明願います。

(農業委員6番) 富士雄

農業委員6番 星富士雄より、議案第42号 利用権設定の12番について、ご報 委員告いたします。

ついては議案書記載のとおりであります

詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、親族から認定就農者に対する利用権設定です。 申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照ら して、調査チェック表に基づき、12月15日午後2時30分より、地区担当委員3名 が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。

会 長

舘ノ内地区担当委員より13番から15番について説明願います。

(推進委員 14番) 星 俊典 委員

推進委員 14番 星俊典より、議案第42号 利用権設定の13番から15番につい て、

て、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 13番につきましては認定農業者に対する利用権設定、14番につきましては農業者年金受給継続のための利用権設定であり、15番につきましては農家間における 利用権設定です。

申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照ら

して、調査チェック表に基づき、12月15日午後3時より、地区担当委員2名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。

会 長

八田地区担当委員より16番から19番について説明願います。

(推進委員6番) 菅井洋一

推進委員6番 菅井洋一より、議案第42号 利用権設定の16番から19番につ 委員 いて、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります

計画については議条書記載のとおりであります。 16番の案件については、認定農業者に対する利用権設定で、17番から19番の案件については、農家間における利用権設定です。 申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、12月10日午前9時より、地区担当委員2名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。

会 長

堂島地区担当委員より20番から23番について説明願います。

(農業委員13番)

農業委員 13 番) 農業委員 13 番 吉田武幸より、議案第 42 号 利用権設定の 20 番から 23 番につ 吉田武幸 委員 いて、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。

これらの案件については、認定農業者に対する利用権設定です

申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照ら して、調査チェック表に基づき、12月17日午後1時30分より、地区担当委員3名 が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。

会 長

各地区担当委員からの調査報告が終わりました。本件についてご質問ございませ んか。

(なし の声あり)

長 会

それではお諮りします。議案第 42 号 農用地利用集積計画の作成について 原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

会 長 満場ご異議ないものと認めます。

よって、議案第42号 は原案のとおり決せられました。

農業委員 折笠 康裕 委員 農地利用最適化推進委員。島影 委員 着席

会 長

次に報告に移ります。 報告第29号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第30号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、及び報告第31号 農地法 第5条第1項第7号の規定による届出についての報告をお願いいたします。

会 長

事務局より報告願います。

事務局

報告第29号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の1番から7番について、事務局よりご報告いたします。 届出の詳細は、議案書記載のとおりです。

これらの案件は、すべて相続により権利を取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第 1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告する ものであります。

次に、報告第30号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の1番について、報告いたします。 届出の詳細は、議案書記載のとおりです。 これにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2 項の定めにより報告するものであります。

のであります。
はい、都市計画法上の意見としまして、
①隣接する土地との境界を明確にすること。
②施工の際は、隣接地に影響のないよう十分配慮すること。
③必要に応じ、道路、水路等について関係部局と協議すること。
④敷地内の雨水排水等については、下流側水路の流下能力を十分調査し、検討してから排水すること。

との意見が付されております。

次に、報告第31号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の1番から2番について、報告いたします。 届出の詳細は、議案書記載のとおりです。 これらにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。 なお、都市計画法上の意見としまして、 1番には、

国には、 ①隣接する土地との境界を明確にすること。 ②施工の際は、隣接地に影響のないよう十分配慮すること。 ③必要に応じ、道路、水路等について関係部局と協議すること。 ④敷地内の雨水排水等については、下流側水路の流下能力を十分調査し、検討 してから排水すること。

2番には、

農業委員会受理番号 5-31 (転用面積A=1,166㎡) と一体的な宅地造成である ことから、引き続き都市計画法第29条による開発許可の手続きを行うこと。との意見がそれぞれ付されております。

報告は以上です。

会 長

以上、報告でございます。ご了承願います。

会 長

以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会とい たします。

(午後1時55分 閉会を宣言する。)

この議事録は、事実に相違ないことを認め署名する。

令和4年12月20日

会津若松市農業委員会 会長

1 番農業委員

7番農業委員